

静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第17条の2第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加え、「市長」を「任命権者」に改める。

附則第16項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第25項中「基礎として、」の次に「附則第16項並びに」を加え、「から第18項まで」を「、第17項及び第18項」に改め、「額が、」の次に「附則第16項並びに」を加える。

附則に次の1項を加える。

26 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第17条の2第10項の規定の適用については、

同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ
ウ
雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任
つて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該
命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要
し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職
業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに
業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
掲げる者を除く。）とする。」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第16項及び第25項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第17条の2第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第26項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した静岡市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員（同条例第3条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって静岡市職員退職手当支給条例第17条の2第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2

に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第17条の2第11項（第5号に係る部分に限り、静岡市職員退職手当支給条例第17条の2第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が施行日以後である場合について適用する。